

## 新生代展示室展示物実施設計業務プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 新生代展示室展示物実施設計業務  
(2) 業務内容 別紙「業務説明書」のとおり

本業務において提案を求めるテーマ等は次に示す事項とする。

業務の実施方針	業務説明書に示した業務遂行上特に留意すべき事項、必要な責任者やスタッフの配置、具体的な業務の実施方法についての提案等、業務の実施方針について。
テーマⅠ	「総合動植物公園の魅力向上に資する展示」 総合動植物公園の魅力を向上させるために、どのような連携展示を行うかについて。
テーマⅡ	「自然史博物館の魅力向上に資する展示」 既存展示空間との整合性と、当館の魅力向上につなげる展示について。
テーマⅢ	「展示内容の更新」 照明、映像等による演出効果を高める方法、展示内容の定期的更新やタイムリーな企画の展示を可能とする方法について。
テーマⅣ	「全世代が楽しめる展示」 世代間の理解度の相違に対応した展示方法について。
テーマⅤ	「標本の効果的利用」 博物館収蔵標本を効果的に利用する方法について。
テーマⅥ	「参加体験型展示」 ユニバーサルデザイン及びハンズ・オンの視点にたった参加体験型展示の考え方について。

- (3) 委託期間 契約締結日から平成 27 年 3 月 10 日まで  
(4) 契約上限金額 金 6,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
- ア 平成 26 年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：映画等製作・広告・催事業種、小分類：デザイン、細分類：展示物の製作等について登録されていること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

- エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有した者が参加表明者の提出者の組織に所属しており、本業務に関わらせることができる者。
- (2) 日本国内の登録博物館において 150 m<sup>2</sup>以上の面積を有する展示室の展示設計かつ展示物実施設計業務を履行した実績を有する者。
- (3) 平成 26 年 5 月 14 日（水）午後 2 時から行う現場説明会に出席可能な者。

### 3 担当部局

総合動植物公園部 自然史博物館

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字大穴 1-238 豊橋市自然史博物館

電話：0532-41-4747 ファックス：0532-41-8020

電子メールアドレス：[sizensi@toyohaku.gr.jp](mailto:sizensi@toyohaku.gr.jp)

### 4 参加意向申出書の作成

#### (1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式 1）に示すとおりとする。

#### (2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要（様式 2）並びに応募者における国内登録博物館にて 150 m<sup>2</sup>以上の面積を有する展示室の展示設計かつ展示物実施設計業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ 5 件まで）について、業務実績表（様式 3）に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

### 5 参加意向申出書の提出及び提出期限

#### (1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式 1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

ウ 本業務に関わる一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を証明する書類の写し

#### (2) 提出部数

各 1 部 ※提出書類は全て A 4 サイズ 縦 左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。

- (3) 提出先
  - 3 担当部局と同じ
- (4) 提出方法
  - 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
- (5) 提出期限
  - 平成 26 年 4 月 25 日（金） 午後 5 時必着

## 6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

- (1) 質問先
  - 3 担当部局と同じ
- (2) 質問期間
  - 平成 26 年 4 月 11 日（金）～平成 26 年 4 月 16 日（水）午後 5 時まで
- (3) 質問方法
  - 質問書（様式 4）によりファックス又は電子メールにより提出すること。
- (4) 回答 平成 26 年 4 月 18 日（金）
  - 豊橋市自然史博物館ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。  
<http://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/>

## 7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、提案資格確認結果通知書により、提案書等の提出について通知する。

※平成 26 年 5 月 1 日（木）発送予定

## 8 提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 提案書作成上の基本事項
  - プロポーザルは業務における取組方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、特記仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。
- (2) 提案書記載上の留意事項
  - ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。なお、各様式に従いそれぞれ A 3 サイズ片面 6 枚以内とする。
  - イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
  - ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
  - エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名・ロゴ等）を記述しないこと。

## 9 提案書の作成

提案書の様式は（様式5）に示すとおりとする。

（1）業務の実施方針（様式5の2）

業務遂行上特に留意すべき事項、必要な責任者やスタッフの配置や具体的な業務の実施方法についての提案等、業務の実施方針について簡潔に記述する。

（2）評価テーマに対する提案

【評価テーマ】

I. 「総合動植物公園の魅力向上に資する展示」についての提案（様式5の3）

II. 「自然史博物館の魅力向上に資する展示」についての提案（様式5の4）

III. 「展示内容の更新」についての提案（様式5の5）

IV. 「全世代が楽しめる展示」についての提案（様式5の6）

V. 「標本の効果的利用」についての提案（様式5の7）

VI. 「参加体験型展示」についての提案（様式5の8）

（3）参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）

（4）提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

## 1 0 提案書等の提出方法

（1）提出書類及び部数

ア 提案書（様式5） （8部）

A3横長左綴じとし、提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）各1部

提出された参考見積及び見積金額内訳書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

（2）提出先

3 担当部局と同じ

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

（4）提出期限

平成26年5月30日（金） 午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

## 1 1 提出された提案書等の取扱い

（1）提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。ただし、豊橋市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。

（2）本案件に係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

（3）提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用し

ない。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 1.2 実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

(1) 質問しようとする者は、質問書（様式4）に必要事項を記載し、ファックス又は電子メールで送信すること。

(2) 質問の受付場所

3 担当部局と同じ

(3) 質問の受付期間

平成26年5月15日（木）から平成26年5月21日（水）午後5時まで

(4) 回答 平成26年5月23日（金）

ファックス又は電子メールにより回答するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

※ 仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については提案書等の提出前に必ず確認を行うこと。

## 1.3 現場説明会の開催

(1) 日時 平成26年5月14日（水）午後2時から

(2) 場所 愛知県豊橋市大岩町字大穴1-238 豊橋市自然史博物館 講堂

## 1.4 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「新生代展示室展示物実施設計業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

なお、提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を3者程度に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 平成26年6月10日（火）

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は一者あたり15分程度で、事前提出した資料に基づくプレゼンテーション後、約5分の質疑応答時間の設定を予定している。

(3) 評価基準

別添「審査項目及び評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 新生代展示室展示物実施設計業務プロポーザル評価委員会の評価において、合算した値の最高得点を獲得した提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手續を行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

#### 1 5 評価結果に関する事項

- (1) 契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面により通知する。
- (2) 審査経緯については公表しない。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

#### 1 6 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

#### 1 7 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、無効となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で反映し確定するものとする。

#### 1 8 その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (3) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。